

事務連絡
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇〇 殿

公立学校共済組合山梨支部

70歳到達以降の高齢受給者証交付について

70歳に達する日の属する月の翌月以降に該当する組合員又は被扶養者については、高齢受給者証の発行を受けることとなっています。一部負担金の割合は、標準報酬により定められており、月額28万円以上の場合は3割負担となります。ただし、昨年の年間収入が383万円に満たない場合は以下①～③を提出することで、2割負担の適用となります。(組合員に70歳以上の被扶養者がいる場合は、組合員と被扶養者の年間収入の合計が520万円に満たない場合となります。)

つきましては、申請を行う場合は下記①～③のご提出をお願いします。共済組合で一部負担金の割合を審査し、高齢受給者証を交付いたします。

なお、申請を行わない時は①を記入の上、共済組合へ提出をお願いします。

提出書類

- ① 基準収入額適用申請希望書 (①は希望しない方も提出してください)
- ② 基準収入額適用申請書
- ③ 収入を証明する書類 (所得証明書、確定申告書の写し等)

〒400-8504

甲府市丸の内1-6-1

公立学校共済組合山梨支部

福利給付担当

電話 055-223-1745